

「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加傾向です！

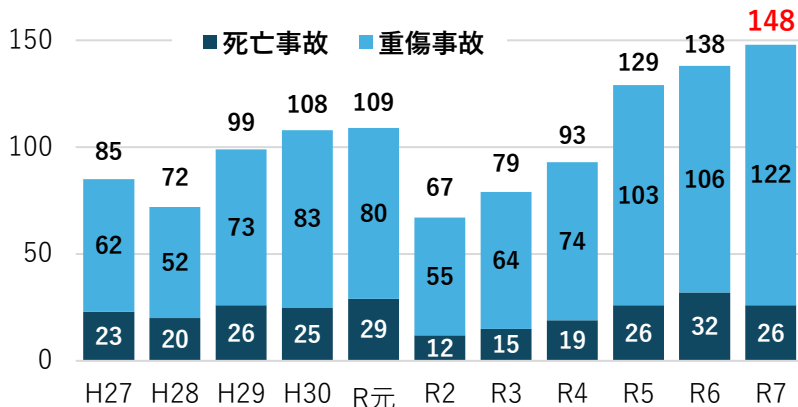


自動車 運転者による交通事故

以下の図表のデータは警察庁調べ（全国データ）

令和7年中の自動車運転者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成27年以降最多の148件**です。また「ながらスマホ」による**死亡事故率は、不使用時と比べ約3.4倍**高くなっており、スマートフォン等を操作したり、画面を見たりするその一瞬が、死亡事故につながります（グラフ参照）。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



（注）・第1当事者が自動車（乗用車、貨物車、特殊車）の件数
・携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計

「ながらスマホ」
により
死亡事故率は

約3.4倍に

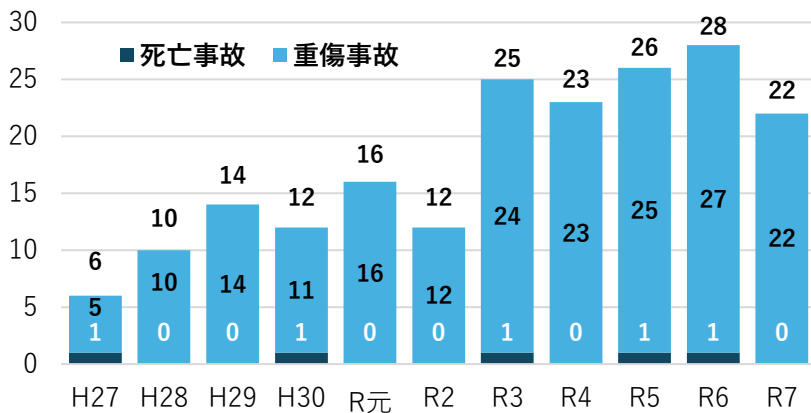
（注）「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合



自転車 運転者による交通事故

令和7年中の自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**近年増加傾向**でしたが、**令和7年は3年ぶりに減少**しています（グラフ参照）。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



（注）自転車が第1又は第2当事者となった事故のうち、自転車運転者の携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計

「ながらスマホ」
による

反則金 交通違反は

12,000円

交通事故や
歩行者等の妨害は

1年以下の拘禁刑
又は

30万円以下の罰金

罰則等

	罰則	反則金	点数※
携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の拘禁刑 又は 10万円以下の罰金	大型車2万5000円、普通車1万8000円、 二輪車1万5000円、原付車1万2000円、 自転車1万2000円（令和8年4月1日から）	3点
上記の行為や携帯電話等を手で保持しないで画像を注視して、交通の危険（交通事故、歩行者の妨害等）を生じさせた場合	1年以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金	適用なし	6点 （免許停止）

※ 自転車による違反には、点数が付されません。